

公 示

二級河川堀株川水系中の川の河川敷地に不法に放置されていた工作物については、河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項の規定に基づき簡易代執行により除却を行ったので、除却した工作物について同法同条第5項の規定により自己の所有または占有するものであることを主張し、その返還を求める者は、下記の事項に留意して申し出を行うよう公示する。

記

1 保管した工作物

後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所及び後志総合振興局小樽建設管理部維持管理課に備え付けてある「保管工作物一覧表」のとおり

※名称または種類、形状及び数量については、上記事務所で閲覧できるものとする。

2 工作物が放置されていた場所及び除却した日時

場所 岩内郡共和町前田3-7地先(二級河川堀株川水系中の川河川区敷地)

日時 令和5年5月16日 9時45分から 同日12時00分までの間

3 当該工作物の保管場所及び保管を始めた日

場所 岩内郡共和町幌似1982

日時 令和5年5月16日12時00分から

4 当該工作物の保管期間満了と河川管理者への帰属

(1) 当該工作物は河川法第75条第10項に基づき保管を始めた日時から起算して6ヵ月を経過しても返還することができない時は、当該工作物の所有権は、河川管理者に帰属することとする。

(2) 保管した工作物の返還請求がなく当該工作物の保管期間が満了となり、当該工作物の所有権が、河川管理者に帰属する日時は、令和5年11月16日12時00分とする。

5 保管した工作物の返還請求

保管している物件等の返還を請求する場合は次の方法によること。

(1) 請求者の身元を証明する書面を提出すること

(2) 請求者は返還を請求する物件等の所有権または占有権があることを証明すること

(3) 簡易代執行に要した費用のうち、自己の所有する物件等の除却に要した費用を負担することを確約する書面を提出すること

令和5年5月16日

河川管理者 北海道知事 鈴木直道

連絡先

後志総合振興局小樽建設管理部用地管理室維持管理課

住所 小樽市奥沢1丁目21番1号 電話0134-25-2443

後志総合振興局小樽建設管理部共和出張所

住所 岩内郡共和町老古美83番地 電話0135-62-1818